

▽ 法定加算(通所リハビリテーション)

加算の項目		加算の額(円)	
入浴介助加算	入浴介助加算(Ⅰ)	40	
	入浴介助加算(Ⅱ)	60	
リハビリテーションマネジメント加算	リハマネ加算(A)イ⇒イ	開始日から6月以内 /月	560
		開始日から6月超 /月	240
	リハマネ加算ロ	開始日から6月以内 /月	593
		開始日から6月超 /月	273
	リハマネ加算(B)イ⇒ハ	開始日から6月以内 /月	793
		開始日から6月超 /月	473
事業所の医師が利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得た場合		270	
短期集中個別リハビリテーション実施加算		110	
認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)/日		240	
認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ)/月		1,920	
生活行為向上リハビリテーションマネジメント加算(開始日から6月以内 /月)		1,250	
若年性認知症利用者受入加算		60	
栄養アセスメント加算 /月		50	
栄養改善加算(月2回限度)		200	
口腔・栄養スクリーニング加算	口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回限度)	20	
	口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回限度)	5	
口腔機能向上加算	口腔機能向上加算(Ⅰ)(月2回を限度)	150	
	口腔機能向上加算(Ⅱ)⇒(Ⅱ)イ(月2回を限度)	155	
	口腔機能向上加算(Ⅱ)ロ(月2回を限度)	160	
重度療養管理加算(1日につき)		100	
中重度者ケア体制加算(1日につき)		20	
科学的介護推進体制加算(1月につき)		40	
事業所と同一建物に居住する者若しくは同一建物から利用する者に通所リハビリテーションを行う場合又は事業所が送迎を行っていない場合(算定要件の見直し)		-94	
事業所が送迎を行わない場合(片道につき)		-47	
退院時共同指導加算(1回につき)		600	
移行支援加算(1日につき)		12	
サービス提供体制強化加算	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22	
	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18	
	サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6	
介護職員処遇改善加算	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位×47/1000	
	介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位×34/1000	
	介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位×19/1000	

介護職員等特定処遇改善加算	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位×20/1000
	介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位×17/1000
介護職員等ベースアップ等支援加算	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位×10/1000
介護職員等処遇改善加算	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位×86/1000
	介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位×83/1000
	介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位×66/1000
	介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位×53/1000
介護職員等処遇改善加算 令和7年3月31日まで	介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)	所定単位×76/1000
	介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)	所定単位×73/1000
	介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)	所定単位×73/1000
	介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)	所定単位×70/1000
	介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)	所定単位×63/1000
	介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)	所定単位×60/1000
	介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)	所定単位×58/1000
	介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)	所定単位×56/1000
	介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)	所定単位×55/1000
	介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)	所定単位×48/1000
	介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11)	所定単位×43/1000
	介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12)	所定単位×45/1000
	介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13)	所定単位×38/1000
	介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14)	所定単位×28/1000
<p>※ 「感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合」、「事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所リハビリテーションを行う場合」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目</p> <p>※ 口を算定する場合は、支給限度基準額の算定の際、イの単位数を算入</p> <p>※ 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。</p> <p>※ 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)については、令和7年3月31日まで算定可能。</p> <p>※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については令和6年5月31日まで算定可能。</p> <p>※ 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)については、令和7年3月31日まで算定可能。</p>		